



【薬物依存症者の回復に向けて ～再乱用予防にも力を入れよう！】

平成28年は本県においても中学生が覚醒剤を使用していたこと、高校生が大麻を所持していたことなどが報道されました。未成年者にとって薬物がとても身近なものになっている事実が明らかになっています。

薬物依存症は脳の病気であり、刑罰では回復はしません。すでに刑の一部執行猶予制度が施行され、多くの判決が出されています。地域で回復のための応援をしていくことが、再乱用の防止につながります。

一緒に、地域支援の実際について学び合いませんか？

みなさまのご参加をお待ちしております。

日時：平成29年2月14日（火）
13時30分～16時00分
会場：茨城県精神保健福祉センター
（水戸市笠原町993-2）



13:00 受付開始

13:30 開会

13:35 「茨城県における薬物乱用防止施策について」
薬務課 湯澤美由紀氏

13:45 「刑の一部執行猶予制度について」
水戸保護観察所保護観察官 日下武史氏

14:00 「DARC入寮者のデータから回復をみる」
茨城DARC寮長 石橋康氏

(14:30 休憩)

14:40 「刑の一部執行猶予制度下における再乱予防」
茨城DARC代表 岩井喜代仁氏

15:30 「こころの医療センターでの取り組み」
こころの医療センター薬剤科 照沼貴弘氏

15:50 「精神保健福祉センターでの取り組み」

16:00 閉会



【お申込み先】

茨城県精神保健福祉センター相談援助課 宛て



TEL 029-243-2870

FAX 029-244-6555

【申し込み締め切り】 2月10日(金)

【お申し込み方法】①お名前、②ご所属(保護司など)、③ご連絡先、ご記入の上、FAXまたは、お電話でお申し込みください。

*提供された個人情報は、本研究会以外の目的に利用することはありません。

【参加費】無料 【定員】100名

2月14日薬物再乱用防止講演会
参加FAX送信票

ご所属	ご氏名	連絡先

